

荒川区一般廃棄物処理基本計画(素案)(平成24年度～平成33年度)【概要版】

第1章 計画の新たな策定について

1 計画の新たな策定の趣旨

- 現行の「荒川区廃棄物処理基本計画」は平成12年度に策定され、計画期間は平成23年度末をもって終了する。(平成19年度に見直しを行っている)
- 環境保全を前提とした循環型社会の形成が求められている。
- 集団回収の区内全域への拡大など、区の清掃・リサイクル事業を取り巻く状況も変化している。

2 計画の位置付け

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律〔廃棄物処理法〕に基づくもので、荒川区内の一般廃棄物の処理について、長期的視点に立った基本的事項を定める計画

3 計画の期間

- 平成24年度を初年度に、平成33年度を目標年度とする10年間とし、5年後に見直しを行う。

第2章 現状と課題

1 清掃事業の現況

- 23区の清掃事業は、各区、東京二十三区清掃一部事務組合及び東京都がそれぞれ分担・連携している。
- 収集・運搬は区が実施し、中間処理については23区が共同で設立した東京二十三区清掃一部事務組合が処理し、最終処分については東京都が設置し管理運営する最終処分場を使用している。
- 荒川区には清掃工場がないため、近隣区の清掃工場にごみを搬入している。

2 リサイクル事業の現況

- 荒川区の資源回収は、町会・自治会等が中心となって資源を回収する集団回収を基本とし、区内ほぼ全域に拡大しており、現在、びん・缶・古紙・ペットボトル・白色トレイを回収している。
- 区民1人当たりの資源の集団回収量は、7年連続で23区中トップである。

3 総ごみ量と資源回収量

- 総ごみ量は、減少傾向で推移している。リサイクル率は、ほぼ横ばいで推移している。

4 清掃・リサイクル事業経費

- 平成22年度における清掃・リサイクル事業に要した経費は、32億5,134万円であり、10年前と比べて約3億4千万円減少している。
- 中間処理経費(清掃負担の公平・最終処分含む)は、各区のごみ量に応じた割合で、23区で分担している。

5 清掃・リサイクル事業の課題

(優先して対応すべき課題の抽出・整理)

- 地域特性からの課題(転入者、単身世帯、外国人及び高齢者世帯への対応、単身世帯等の居住割合の高い民間賃貸マンションへのPR)
- ごみ減量・リサイクル施策にかかる課題(生ごみ減量、リデュース(発生抑制)の推進、分別徹底)、集団回収の更なる発展、費用対効果を考慮したリサイクル検討)
- ごみ処理施策にかかる課題(排出指導徹底、ルール・マナー違反への対応)

第3章 ごみ処理基本計画

1 基本理念

環境区民による質の高い循環型社会の構築

- ◇今こそ「大量生産・大量消費・大量廃棄」社会に終止符を打ち、「最適生産・最適消費・最小廃棄」社会へと転換する必要があります。
- ◇荒川区の強みである下町の人情あふれるコミュニティを基盤として、環境区民が一体となり、明確な目標と強い問題意識をもって、持続可能な質の高い循環型社会の構築を目指します。

2 基本方針

基本方針 1	基本方針 2	基本方針 3
環境区民による協働の推進	Rの充実によるごみ減量の推進	適正処理の推進

3 計画の目標

ごみと資源の総排出量の削減目標 (総排出量 = 総ごみ量 + 資源回収量)

平成33年度までに、ごみと資源の総排出量を区民1人1日当たり160g削減します
(平成22年度比で16.7%削減)

平成33年度までに、ごみと資源の総排出量を10%削減します
(平成22年度:71,015t → 平成33年度:64,140t)

◎基本理念と基本方針を踏まえた、ごみと資源をあわせた総量目標です。

ごみ量の削減目標

平成33年度までに、総ごみ量を区民1人1日当たり200g削減します
(平成22年度比で25%削減)

◎環境区民が取り組むべき目標です。とくに、家庭から出される可燃ごみの約4割を占める「生ごみ」、容器包装などの発生抑制を目指します。

◎日々の取組の目安としやすい区民1人1日当たりの量として、目標値を設定します。

リサイクル率の目標

(リサイクル率 = 資源回収量 ÷ 総排出量)

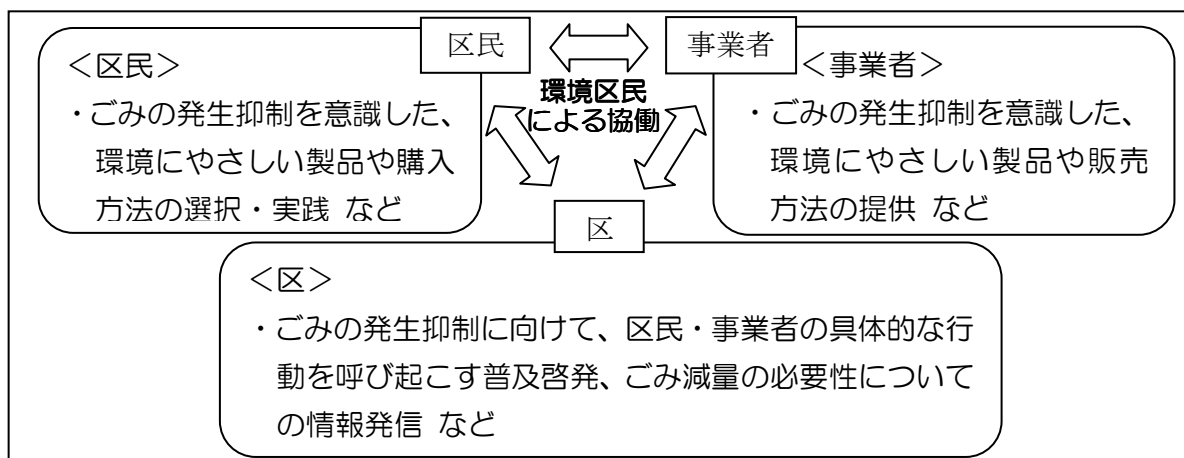
平成33年度までに、リサイクル率を25%にします
→区民1人1日当たり40gの更なる資源化を図ります (平成22年度比)

◎ごみへの混入割合の高い「紙製容器包装類」や「びん・缶」等を分別徹底することを目指します。

4 循環型社会の実現に向けた基本方針及び具体的な施策

基本方針 1 環境区民による協働の推進

区民・事業者・区の三者が環境区民としての意識をもって、それぞれ相互に連携・協力していくため、区は積極的にアシスト（支援）、コーディネート（計画・調整）していきます。



（施策の方向性）

きめ細やかな普及啓発

（主な取組）

- ・区民が楽しみながら取り組める視点や工夫の普及啓発事業への導入
- ・「あらかわエコセンターホームページ」や「環境情報誌エコとも」を活用した情報発信
- ・エコセンターの活用による普及啓発
- ・単身世帯等へのPR推進（資源回収に関するメール通知等）
- ・多国籍化への対応（イラストを効果的に使ったパンフレット作成等）
- ・転入者への周知推進（不動産事業者等への協力依頼）
- ・荒川区役所環境配慮率先行動プランの実施
- ・事業者への更なる働きかけ（紙ごみの減量）
- ・事業者への更なる働きかけ（生ごみの減量）
- ・事業者への更なる働きかけ（環境に優しい製品の販売やリターナブル容器の使用等）
- ・優良な事業用大規模建築物所有者の紹介等
- ・ごみ減量やリサイクル等に積極的に取り組む優良事業者の紹介

分かりやすさに重点をおいた情報発信

- ・清掃・リサイクルに関する経費等の情報の「見える化」
- ・東京二十三区清掃一組の情報の「見える化」
- ・最終処分場の現状に関する情報の「見える化」

未来につながる環境教育・環境学習

- ・小学生への環境教育・環境学習
- ・体験型学習等の推進
- ・新リサイクルセンターの整備

基本方針 2 Rの充実によるごみ減量の推進

3Rの取組を一層強化するとともに、新たなRを視野に入れながら、Rを充実してごみ減量を推進します。

(施策の方向性)	(主な取組)
出来る限りごみを発生させない生活への転換（リデュース（発生抑制）の更なる推進）	<ul style="list-style-type: none">・ 分別の更なる徹底に向けた取組・ レジ袋削減のためのマイバッグ利用促進（モデル商店街との連携）・ レジ袋削減のためのマイバッグ利用促進（モデル事業所との連携）・ マイはし・マイボトルの利用促進・ ごみ減量アイデア募集・ 生ごみ処理機等の購入助成事業・ 家庭ごみの有料化の検討
ものを大切に長く使うことへの価値観の醸成	<ul style="list-style-type: none">・ リサイクル工房の実施・ フリーマーケットの実施・ リサイクルひろばの実施・ 家具のリサイクルの実施・ リユースの普及に向けたリーフレットの作成・ リユースの普及に向けた講座の実施・ 古着の交換会等・ リペアなどの新たなRの普及啓発・ 修理店の紹介等
出来る限りごみを排出しないための仕組みづくり（リサイクルの更なる推進）	<ul style="list-style-type: none">・ 新リサイクルセンターの整備（再掲）・ 資源の持ち去り対策の強化・ 事業系一般廃棄物のリサイクルの推進・ 新たな資源回収に向けた調査・検討（古着）・ 新たな資源回収に向けた検討・実施（レアメタルを含めた金属類等）・ 新たな資源回収に向けた検討（小型家電）・ 新たな資源回収に向けた調査・検討（その他廃食油等）・ インクカートリッジ等民間リサイクルの周知強化

基本方針 3 適正処理の推進

排出されるごみについては、区が責任をもって適正に処理します。また、地域特性を踏まえたきめ細やかな収集・運搬体制を推進します。

(施策の方向性)	(主な取組)
効率的で環境にもやさしいごみ収集・運搬体制の推進	<ul style="list-style-type: none">・ 収集ルートの見直し
地域による見守りが必要な方々への配慮	<ul style="list-style-type: none">・ 地域による見守りが必要な方への戸別訪問収集の実施
環境区民としての責務（適正排出の徹底を目指して）	<ul style="list-style-type: none">・ ふれあい指導の実施・ 適正排出に向けた指導の強化（事業系ごみ排出者の登録制度の導入等）・ 取扱いに注意を要する廃棄物の適正な処理方法の周知

5 計画の進行管理

- 本計画は、環境区民の協働により推進します。
- 本計画では、PDCAサイクルによる進行管理をします。C（Check：評価）については、「数値目標達成度」「経済性・費用対効果」「住民満足度」「他の関連施策との整合」の観点から点検・評価したうえで事業や施策の改善や見直しにつなげます。こうして、継続的な強化・改善を図りながら、計画を推進していきます。
- 清掃リサイクルに関する基本的考え方や重要事項については、清掃審議会において審議し、区の施策に反映します。